

令和8年度石川県介護サービス情報公表計画

1 目的

この計画は、介護保険利用者が介護サービス事業者（以下「事業者」という。）を選択するための「介護サービス情報の公表」を円滑に実施するために、介護保険法施行令第37条の2の3に基づき、事業者が行う報告事務、指定調査機関が行う事務、情報公表事務に関する計画を一体のものとして、石川県知事が定めるものである。

2 計画の基準日

令和8年1月1日

3 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 公表の対象となる事業者

(1) 計画の基準日において、介護保険法第115条の35第1項に基づく厚生労働省令で定めるサービスを提供する事業者のうち、計画の基準日前1年間に於いて介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業所（以下「公表対象事業者」という。）。
なお、計画の基準日前1年間に於いて介護報酬の支払いを受けた金額が100万円以下の事業者であっても、介護サービス情報の公表を希望する場合は、計画の対象とすることができる。

(2) 令和8年4月以降に、介護保険法第115条の35第1項に基づく厚生労働省令で定めるサービスの提供を開始しようとする事業者（以下「新規対象事業者」という。）。

○介護保険法第115条の35第1項に基づく厚生労働省令で定めるサービス
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

ただし、次の事業所については、対象外とする。

- （介護予防）短期入所療養介護のうち医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所以外の診療所に係るもの、（介護予防）特定施設入居者生活介護のうち養護老人ホームに係るもの、地域密着型特定施設入居者生活介護のうち養護老人ホームに係るもの。

5 報告の提出先及び提出期限

（１）公表対象事業者は、基本情報調査票及び運営情報調査票を、原則として、介護サービス情報公表システム・WEB報告システムにより作成したデータを別に定める実施計画にある報告提出期限までに知事に報告するものとする。

なお、インターネットに接続できない等の事情がある場合は、介護保険法施行規則第140条の45に定める事項を記録した磁気ディスク、同事項を記載した書類の提出でもかまわないこととする。また、報告の受理開始は報告提出期限の2週間前とする。

（２）新規対象事業者は、基本情報調査票を、原則として、介護サービス情報公表システム・WEB報告システムにより作成したデータを知事に報告するものとする。

なお、インターネットに接続できない等の事情がある場合は、介護保険法施行規則第140条の45に定める事項を記録した磁気ディスク、同事項を記載した書類の提出でもかまわないこととする。

6 介護サービス情報に係る調査

（１）調査を行う機関

調査は、知事が指定した下記の指定調査機関が実施するものとする。

No.	調査機関の名称	調査機関の住所・代表連絡先
1	(有)エイ・ワイ・エイ研究所	石川県金沢市無量寺5丁目45-2 サンライズⅢ106号
		TEL 076-214-4227
2	(株)tsunagu	石川県野々市市高橋町9番41号
		TEL 076-245-0878
3	(株)emu	石川県金沢市額新保3丁目237番地1
		TEL 076-214-6755
4	(特非)バリアフリー総合研究所	石川県白山市みずほ1丁目1番地3
		TEL 076-275-7494

（２）事業者ごとの調査を行う指定調査機関及び調査を行う月

事業者ごとに調査を行う指定調査機関及び調査を行う月は、実施計画のとおりとする。

（３）調査の実施

同一事業所又は施設において、一体的な報告の対象となるサービスを提供している事業

所又は施設については、主たるサービスの調査をもって従たるサービスの調査を行ったものとみなす。

※一体的な調査の対象となる介護サービス区分

- 1 訪問介護＋夜間対応型訪問介護
- 2 訪問入浴介護（予防を含む）
- 3 訪問看護（予防を含む）
- 4 訪問リハビリテーション（予防を含む）
- 5 通所介護＋地域密着型通所介護＋認知症対応型通所介護（予防を含む）
＋療養通所介護
- 6 通所リハビリテーション（予防を含む）＋療養通所介護
- 7 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- 8 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- 9 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）・外部サービス利用型）（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
- 10 福祉用具貸与（予防を含む）＋特定福祉用具販売（予防を含む）
- 11 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 12 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
- 13 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
- 14 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- 15 居宅介護支援
- 16 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護（予防を含む）＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 17 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
- 18 介護医療院＋短期入所療養介護（介護医療院）（予防含む）

7 介護サービス情報の公表

(1)事業者ごとの公表を行う月

事業者ごとに公表を行う月は、実施計画のとおりとする。

(2)公表の方法

知事は、事業者の介護サービス情報をホームページに掲載し、公表するものとする。
なお、事業者は、公表された自らの介護サービス情報を事業所又は施設の見やすい場所に掲示するよう努めるとともに、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項に、公表された自らの介護サービス情報を添付するよう努めるものとする。

8 公表後の介護サービス情報の修正

介護サービス情報（調査を実施した情報を除く）について、公表後に内容を修正する場合は、知事にその旨を報告するものとし、知事は、速やかに公表内容を修正するものとする。

9 その他

公表対象事業者等が介護サービス情報の報告をしない場合や虚偽の報告をした場合における措置

介護保険法第115条の3第4項に基づく改善命令

介護保険法第115条の3第6項に基づく指定・許可の取消又は効力の停止